

## (2) 課税対象とならない軽油に関する調

(単位:キロリットル)

区 分		免税軽油使用者数等	数 量
法第百四十四 条の五関係	輸 出	2	905
	課 税	53	40,247
	小 計 ①	55	41,152
法第百四十四 条の六関係	化 学 工 業	0	0
	石 油 製 品 製 造 業	0	0
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 関 係	船 航 路 標 識 船 等	1,442	10,564
	鉄 道 用 車 両 又 は 軌 道 用 車 両 等	7	419
	農 林 業 等	3	1,495
	陶 磁 器 製 造 業 等	9,562	11,078
	建 設 用 粘 土 製 品 製 造 業	43	1,637
	セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	0	0
	生 コ ン ク リ ー ト 製 造 業	0	0
	鉄 鋼 製 造 業	24	233
	電 気 供 給 業	8	79
	地 熱 資 源 開 発 事 業	0	0
	鉱 物 の 掘 採 事 業	2	1,754
	と び 土 工 事 業	1	31
	さ い バ ラ ス 製 造 業	55	7,658
	港 湾 運 送 業	10	809
	倉 庫 運 送 取 扱 事 業	2	420
	貨 物 運 送 取 扱 事 業	8	1,247
	航 空 運 送 取 扱 事 業	17	159
	廃 棄 物 処 理 事 業	3	44
	木 材 加 工 場 製 造 業	3	171
	木 材 加 工 場 製 造 業	13	358
	バ ー ク タ い 肥 習 所 製 造 業	46	1,307
	自 動 車 道 教 習 場 製 造 業	3	21
	ゴ ル フ 場 製 造 業	4	431
小 計 ②	8	200	
	3	14	
	11,267	40,129	
ア メ リ カ 合 衆 国 軍 隊 関 係 ③		1	623
外 国 公 館 等 の 暖 房 用 ボ イ ラ ー 関 係 ④		-	-
合 計 (①+②+③+④)		11,323	81,904

(注)

1 「林業等」には、素材生産業を含む。

2 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成23年2月末日現在における該当特約業者等の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の4関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成23年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。

(単位:リットル,千円)

北部	栗原	東部	登米	気仙沼	県 計
-	-	-	-	-	20
11	8	10	7	9	204
11	8	10	7	9	224
7,238,445	25,779,948	26,789,690	6,393,262	9,061,648	1,494,353,000
1,283,568	11,336,173	9,180,114	1,663,909	1,348,615	808,072,904
5,954,878	14,443,775	17,609,576	4,729,353	7,713,032	686,280,097
41,946	11,636	138,476	61,161	94,903	842,628
5,996,825	14,455,411	17,748,053	4,790,514	7,807,935	687,122,725
192,498	464,019	569,712	153,775	250,635	22,056,705